

**第 8 回**  
**建築行政共用データベースシステム**  
**連絡協議会理事会 議事次第**

日 時 平成 22 年 3 月 23 日 (火) 13:00 ~ 14:00  
場 所 アルカディア市ヶ谷 5 階 穂高の間

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議 事
  - (1) 前回議事録の確認
  - (2) 総会付議事項について  
連絡協議会会則改正案について  
連絡協議会役員案について
  - (3) その他

**配付資料**

**議事次第**

- 【資料 1】 前回 (第 7 回) 理事会議事録 (案) 《平成 21 年 10 月 14 日開催》
- 【資料 2-1】 平成 22 年度以降の連絡協議会の体制について
- 【資料 2-2】 第 8 回連絡協議会総会次第 (案)
- 【資料 2-3】 連絡協議会会則新旧対照表 (案)
- 【資料 3】 連絡協議会役員一覧新旧対照表 (案)
- 【参-1】 連絡協議会入会状況
- 【参-2】 日本建築行政会議会則



## 第 7 回建築行政共用データベースシステム連絡協議会理事会議事録（案）

1. 開催日時 平成 21 年 10 月 14 日（水）13：00～14：00
2. 開催場所 アルカディア市ヶ谷 5 階 大雪の間
3. 出席者（敬称略）

国土交通省 建築指導課（深井）、市街地建築課（岸田）、関東地方整備局（岡野）、近畿地方整備局（大坪）、東京都（瀧本、山崎）、北海道（山本）、宮城県（佐々木）、愛知県（星野）、兵庫県（近都）、大阪府（岩田）、広島県（林）、横浜市（加藤）、大阪市（片岡）、日本建築センター（鈴木）、日本建築総合試験所（松原）、日本 ERI（土岐）、建築検査機構（星野）  
事務局 松野、棕、伊藤、坂田、鎗田、久保、竹田、鳥居、築比地、福田、戸崎、宮本
4. 配布資料
  - 【資料 1】第 6 回理事会議事録（案）
  - 【資料 2】普及促進策について
  - 【資料 3】連絡協議会の今後について（案）
    - 【参考資料 3-1】連絡協議会役員一覧
    - 【参考資料 3-2】連絡協議会入会状況
    - 【参考資料 3-3】連絡協議会会則
  - 【資料 4】第 7 回連絡協議会総会次第（案）
5. 議 事
  - (1) 開会

I C B A 棕専務より第 7 回理事会開会の挨拶が行われた。
  - (2) 会長挨拶

東京都 瀧本部長

本日の理事会は 11 月の岡山市で協議会総会に先立ち行うものである。先ほど開発委員会が無事終了し、3 カ年に渡る建築行政共用データベースシステムの開発がいよいよ大詰めを迎えた。来年度の本稼働を目前とし今後はシステムの普及促進が大きな課題となる。より多くの行政庁や指定確認検査機関にご利用いただければシステム本来の効果が発揮されていく。皆様には引き続きご指導ご支援をお願いしたい。来年度の協議会の在り方も議題となっている。
  - (3) 国土交通省挨拶

国土交通省住宅局 深井企画専門官

この建築行政共用データベースについては会長の挨拶の通り今年 3 年目となる。4 月が

らの全面稼働に向けて引き続きご協力いただきたい。昨年から既に、建築士システムおよび道路システムについては稼働している。建築士システムは全都道府県にてご利用いただいている。

台帳システムは評価版が使用できる環境である。現場の目線で見ると、使い勝手の良いシステムとなるために、様々なご意見をいただければと思う。開発サイドでは気がつかない効率的な使い方、違反对策等、有効に活用できるような方策を考えていきたい。建築行政の今後の充実性、実効性を高めていくためには共用データベースが基本になると考えている。局面としては、いろいろな建築物関係の大きな事故等が発生してしまう現状の中で、既存建築物の情報がないと即時の対応ができない。確認、検査の段階でより実効性、即時性を高めていくということで、より効率的な施行ができるのではないかとと思われる。ぜひ、より多くの行政庁、指定機関にご利用いただきたい。

#### (4) 普及促進策について

普及促進策について(資料2)

事務局 伊藤(ICBA企画部長)より、普及促進策について説明がなされた。

#### 【質疑・要望】建築検査機構

このシステムは、特庁も採用していただかないといけませんが、予算や理解の関係で難しい箇所もある。協力して導入していかなければならない。

法制化とはいかないまでも技術的助言等で、助言いただくと導入がスムーズにいくと思われる。動きはあるか？

#### 【回答・討議】国土交通省 深井専門官

義務付けは難しいが、どのようにアナウンスをしていくか検討したい。ご意見として承りたい。

ICBA 椋専務

この共用データベースの中には指定機関から所管行政庁への通知・報告を進めることが入っており、通知システムの利用については指定機関、行政庁へも利用料は3年間無償としている。引き続きご検討をお願いしたい。

#### 【質疑・要望】大阪府

技術的助言を頂くなど、ぜひ制度改正に繋がるようご協力をいただきたい。大臣指定機関、地整指定機関に対しても応援いただきたい。

#### 【回答・討議】国土交通省 深井専門官

今までの全国会議等で特定行政庁を中心に導入依頼を働きかけている。先日、現段階の予定について都道府県に伺った。通知システムについては来年度から47都道府県中31が導入予定である。残りは検討中であり、ほくとの契約が残っているのが理由というケース

もある。また、台帳システムは 47 都道府県中 26 が導入予定、残りの 21 のうちほととの契約が残っている箇所が 11 ある。

個別に国交省からお話を申しながら再度導入スケジュールについて検討をお願いしている。

**I C B A 棕専務**

来年 4 月まで実際に操作体験をしていただきたい。体験会等も追加で行う予定である。これから期待される部分もあるかと思う。

**【質疑・要望】大阪府**

大阪府内の特定行政庁 18 のうち、11 がほととを利用している。しかし確認件数では指定機関が 95%の確認しているため、件数でカウントするとほとと利用は 5%のみとなる。導入庁の数単位ではなく確認件数の単位等、実数に応じた普及数の表現を取ってほしい。

**【回答・討議】I C B A 棕専務**

実効、有効件数を検討していきたい。

**( 5 ) 平成 22 年度以降の協議会運営について**

連絡協議会の今後について(資料 3)

事務局 伊藤 ( I C B A 企画部長)より、連絡協議会の今後のあり方について説明がなされ、委員の了解を得た。

**( 6 ) 第 7 回連絡協議会総会の議事内容について**

第 7 回連絡協議会総会次第(案)(資料 4)

事務局 伊藤 ( I C B A 企画部長)より、第 7 回連絡協議会総会の議事内容について説明がなされた。

**( 7 ) その他**

**【質疑・要望】建築検査機構**

法改正がうわさされているが、一指定機関の意見として、あまり改正しないでほしい。しばらくは混乱をしたが、ずいぶん、安全安心が高まった。経営側としては安心できる法律となっている。皆も慣れてきて安定してきた。

**【回答・討議】国土交通省 深井専門官**

来週 J C B A 企画委員があるが、そこで意見を聴く予定である。今の制度についてゼロベースで問題点を洗い出す予定である。今のご意見も来週の企画委員でもご紹介いただきたい。

**【質疑・要望】東京都**

台帳システムに円滑に進めていくことが重要であらう。東京都では台帳記載証明書の発行機

能が必要である旨の要望を出したところであるが、他自治体にとってもニーズの高い業務であると思われる。しかし、台帳記載証明書は法定事項ではないため、自治体によってその様式は千差万別である。今後の検討改善の中で、全440行政庁の書式を調査分析が必要と思われるが、より多くの団体の参加を事務局とともに進めてまいりたい。

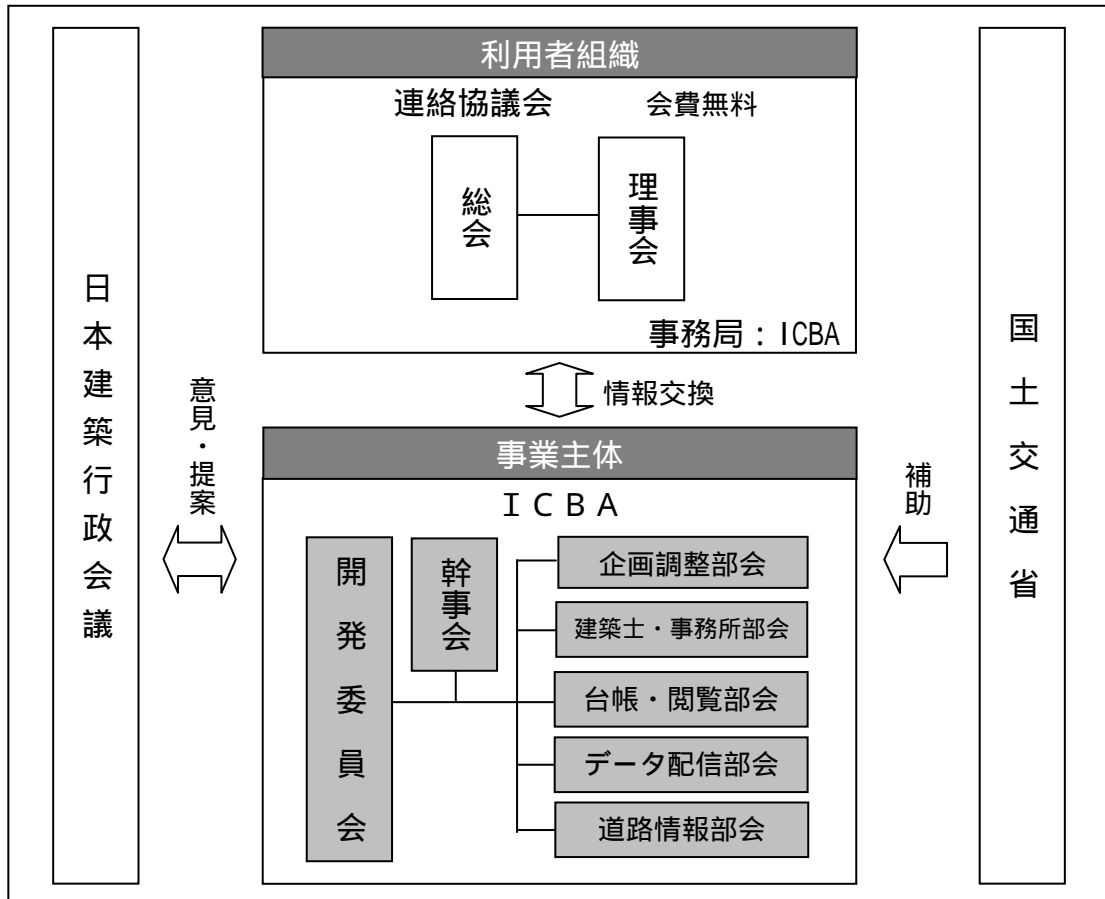
以 上

建築行政共用データベースシステム連絡協議会  
平成22年度以降の体制について

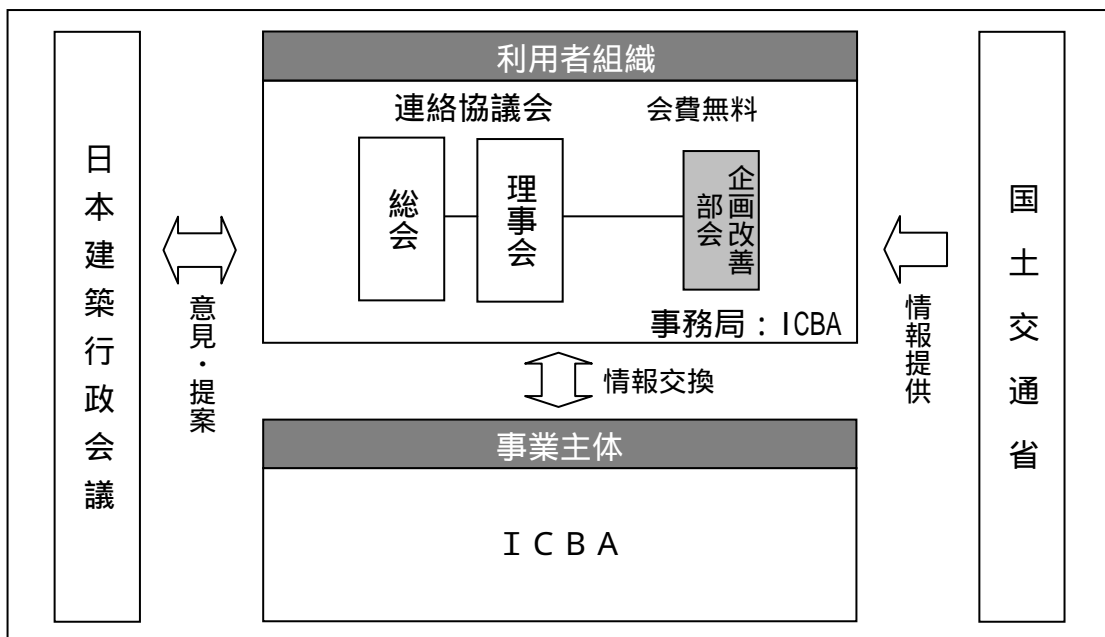
変更概要

事業主体( I C B A )の内部組織として活動してきた開発委員会及び各部会の役割を、  
今後は利用者組織にて担うこととします。

《 現 在 》



《平成22年度以降》



## 組織見直しのポイント

### 1. 趣旨

これまでは、会員の意見等を成果物に反映させ、よりよいシステムの構築の実現を目的として、情報交換及び意見収集を行ってきました。

システム構築後は、実際の利用者が主体となり、システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、情報交換及び意見収集を行い、事業主体たる I C B A に利用者の意思を伝達するのが望ましいと考えられます。

また、会則によると、役員の任期は平成 21 年度限りとされているため、平成 22 年度以降の役員構成及び任期についても、利用者団体を中心として適切に定める必要があります。

### 2. 活動のイメージ

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的とした利用者の活動として、例えば、各サブシステムの機能改善項目の優先度判定、法改正等におけるサブシステム運用方法とその周知策検討、データベース拡充のための利用者拡張（構造計算適判など）における利用料負担の意見調整、啓蒙・教育のための研修会等開催方針の検討が挙げられます。

これらを具体的に検討する場として、理事会配下に部会を設け、年数回開催する。また、法改正対応など機動的に検討を進める必要がある場合は、部会配下にワーキングを設置して対応することとします。

### 3. 役員構成

日本建築行政会議との連携と、役員の負担軽減を考慮し、日本建築行政会議の役員を中心に、適宜利用者団体からも選任した構成とします。

### 4. 新体制への移行スケジュール

平成 21 年度

3月23日 第8回連絡協議会理事会 会則改正案及び新役員案の承認

平成 22 年度

4月28日 第8回連絡協議会総会 会則改正決議、新役員選任決議  
正副会長選任決議  
活動方針説明  
臨時理事会 新役員顔合わせ  
活動方針の確認

新体制による活動開始



(案) 第 8 回  
建築行政共用データベースシステム  
連絡協議会総会 議事次第

日 時 平成 22 年 4 月 28 日 (水) 15:50 ~ 16:50  
場 所 明治記念館 東新館 2 階 蓬莱の間

1. 開 会
2. 国土交通省挨拶
3. 議 事
  - (1) サブシステムの概要について
  - (2) 総会付議事項について
    - 連絡協議会会則改正案について
    - 連絡協議会役員案について
  - (4) 事務局挨拶

配付資料

議事次第

- 【資料 1】 前回 (第 7 回) 総会議事録 (案) 《平成 21 年 11 月 13 日開催》
- 【資料 2】 サブシステムの概要と課題について
- 【資料 3-1】 平成 22 年度以降の連絡協議会の体制について
- 【資料 3-3】 連絡協議会会則新旧対照表 (案)
- 【資料 3-3】 連絡協議会役員一覧新旧対照表 (案)

【別添資料】

- ・ 建築行政共用データベースシステムの概要 (パンフレット)
- ・ 道路情報登録閲覧システム (パンフレット)
- ・ 改ざん抑止ソフト (パンフレット)
- ・ Webinar (パンフレット)
- ・ ICBA 情報会員制度 (パンフレット)



## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則 新旧対照表

旧	新(案)
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名 称) 第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会 (以下「本会」という。)と称する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム(以下「共用 DB」という。)の構築段階から会員相互の情報交換及び意見 収集の場を確立し、それを反映させた建築行政分野における よりよいシステムの構築を実現することを目的とする。</p> <p>(活 動) 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行 う。 一 共用DBに関する情報提供 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>(会員の資格) 第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。 一 国土交通省 二 都道府県 三 建築主事を置く市町村及び特別区</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(名 称) 第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会 (以下「本会」という。)と称する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム(以下「<u>建築 くん</u>」という。)の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び <u>意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて建築くん</u> <u>の運営主体との情報共有を図り、もって建築くんの永続的な</u> <u>改善と普及に資することを目的とする。</u></p> <p>(活 動) 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行 う。 一 <u>建築くん</u>に関する情報提供 二 <u>建築くん</u>に対する意見及び要望の取りまとめ 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>(会員の資格) 第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。 一 国土交通省 二 都道府県 三 建築主事を置く市町村及び特別区</p>

旧	新(案)
<p>四 指定確認検査機関</p> <p>五 その他、本会が必要と認める者</p> <p>(会員の権利)</p> <p>第5条 会員の権利は、次のとおりとする。</p> <p>一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体に付き1有する。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。</p> <p>二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。</p>	<p>四 指定確認検査機関</p> <p>五 建築士法関係機関</p> <p>六 その他、本会が必要と認める者</p> <p>(会員の権利)</p> <p>第5条 会員の権利は、次のとおりとする。</p> <p>一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体に付き1有する。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。</p> <p>二 会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。</p>
<p>第2章 役員</p> <p>(役員の種類及び選任)</p> <p>第6条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 理事 10名以上20名以下</p> <p>2 理事は、総会において選任する。</p> <p>3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会</p>	<p>第2章 役員</p> <p>(役員の種類及び選任)</p> <p>第6条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>一 会長 1名</p> <p>二 副会長 1名</p> <p>三 理事 10名以上20名以下</p> <p>2 理事は、総会において選任する。</p> <p>3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会</p>

旧	新(案)
<p>の議決に基づき、本会の活動を行う。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 役員任期は、平成21年度限りとする。</p> <p>2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 会 議</p> <p>(会 議)</p> <p>第9条 会議は、総会及び理事会とする。</p> <p>(総 会)</p> <p>第10条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>一 共用DB構築の基本的事項に関する提案</p> <p>二 会則の改正</p> <p>三 その他本会の運営に関すること</p> <p>(理事会)</p> <p>第11条 理事会は、役員をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、次の事項を決定する。</p> <p>一 総会に付議すべき事項</p> <p>二 総会で決定した事項の執行に関すること</p> <p>三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること</p>	<p>の議決に基づき、本会の活動を行う。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 会 議</p> <p>(会 議)</p> <p>第9条 会議は、総会及び理事会とする。</p> <p>(総 会)</p> <p>第10条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、次の事項を議決する。</p> <p>一 建素くん運用の基本的事項に関する提案</p> <p>二 会則の改正</p> <p>三 その他本会の運営に関すること</p> <p>(理事会)</p> <p>第11条 理事会は、役員をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、次の事項を決定する。</p> <p>一 総会に付議すべき事項</p> <p>二 総会で決定した事項の執行に関すること</p> <p>三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること</p> <p>3 理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。</p>

旧	新(案)
<p>(会議の招集、開催)</p> <p>第12条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 総会は、原則として毎年度2回開催する。</p> <p>3 理事会は、会長が必要と認めたととき開催する。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。</p> <p>2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>(代理表決等)</p> <p>第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>第4章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第17条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。</p> <p>2 本会の運営経費は、事務局が負担する。</p>	<p>(会議の招集、開催)</p> <p>第12条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 総会は、原則として毎年度2回開催する。</p> <p>3 理事会は、会長が必要と認めたととき開催する。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(定足数)</p> <p>第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。</p> <p>2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>(代理表決等)</p> <p>第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>第4章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第17条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。</p> <p>2 本会の運営経費は、事務局が負担する。</p>
<p>第5章 雑則</p>	<p>第5章 雑則</p>

旧	新(案)
<p>(細則) 第18条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。</p> <p>(附則) この会則は、平成19年7月26日から施行する。</p>	<p>(細則) 第18条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。</p> <p>(附則) この会則は、平成19年7月26日から施行する。</p> <p>(附則) <u>第1条 平成22年度に限り、会則第8条第1項の規定による役員</u> <u>の任期は、1年とする。</u></p> <p><u>第2条 この会則は、平成22年4月28日から施行する。</u></p>





建築行政共用データベースシステム連絡協議会 役員一覧 新旧対照表(案)

資料 3

J C B A (現在)				共用 D B 連絡協議会 (現在)				共用 D B 連絡協議会 (平成 2 2 年度)			
役職	団体名	役職	氏名	役職	団体名	役職	氏名	役職	団体名	役職	氏名
1	会長	東京都	瀧本 裕之	会長	東京都	建築部長	瀧本 裕之	会長	東京都	建築部長	瀧本 裕之
2	副会長	大阪府	佐野 裕俊	副会長	大阪府	技監	佐野 裕俊	副会長	大阪府	技監	佐野 裕俊
3	理事	北海道	池本 典子	理事	北海道	建築指導課長	池本 典子	理事	北海道	建築指導課長	池本 典子
4	理事	宮城県	小野 明	理事	宮城県	建築宅地課長	小野 明	理事	宮城県	建築宅地課長	小野 明
5	理事	愛知県	星野 広美	理事	愛知県	建築指導課長	星野 広美	理事	愛知県	建築指導課長	星野 広美
6	理事	兵庫県	生島 一明	理事	兵庫県	建築指導課長	生島 一明	理事	兵庫県	建築指導課長	生島 一明
7	理事	広島県	林 康文	理事	広島県	建築課長	林 康文	理事	広島県	建築課長	林 康文
8	理事	福岡県	河口 英生	理事	福岡県	建築指導課長	河口 英生	理事	福岡県	建築指導課長	河口 英生
9	理事	横浜市	加藤 高明	理事	横浜市	建築企画課長	加藤 高明	理事	横浜市	建築企画課長	加藤 高明
10	理事	大阪市	生駒 芳明	理事	大阪市	建築確認担当課長	生駒 芳明	理事	大阪市	建築確認担当課長	生駒 芳明
11	理事	GBRC	松原 徹雄	理事	GBRC	副理事長	松原 徹雄	理事	GBRC	副理事長	松原 徹雄
12				理事	建築検査機構	代表取締役	星野 寛	理事	建築検査機構	代表取締役	星野 寛
13				理事	国土交通省	建築指導課長	金井 昭典	理事	国土交通省	建築指導課長	金井 昭典
14				理事	国土交通省	市街地建築課長	井上 勝徳	理事	国土交通省	市街地建築課長	井上 勝徳
15				理事	関東地整	建政部長	永森栄次郎	理事	関東地整	建政部長	永森栄次郎
16				理事	近畿地整	建政部長	石塚 昌志	理事	近畿地整	建政部長	石塚 昌志
17	副会長	神奈川県	蔀 健夫	理事	神奈川県	建築指導課長	安達 誠	理事	神奈川県	県土整備部次長	蔀 健夫
18	副会長	BCJ	立石 真	理事	BCJ	理事	水庭 武宣	理事	BCJ	理事	水庭 武宣
19	副会長	日本ERI	鈴木 崇英	理事	日本ERI	専務取締役	土岐 悦康	理事	日本ERI	代表取締役会長	鈴木 崇英
20	理事	静岡県	鈴木 行雄					理事	静岡県	建築住宅局長	鈴木 行雄
21	理事	山口県	清水 正則					理事	山口県	建築指導課長	清水 正則
22	理事	ビューロ-ハリス	関田 保行					理事	ビューロ-ハリス	確認審査部長	関田 保行
23	理事	和歌山市	原 三次					理事	和歌山市	建築指導課長	原 三次
24	理事	北九州市	宮武 正三					理事	北九州市	建築指導課長	宮武 正三



連絡協議会入会状況

平成22年 3月18日現在

国土交通省 地方整備局 (都道府県数)	都道府県	都道府県内 特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係			その他	合計
		都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限定特 行	特別区	計	大臣指 定	地整指 定	都道府 県指 定	計	建築士 会	事務所 協会	計		
北海道開発(1)	北海道	1	1	0	2	14	0	18	0	0	3	3	0	1	1		22
東北(6)	青森	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	1	1	2		7
	岩手	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0		9
	宮城	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	0	0	0		6
	秋田	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	1		4
	山形	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0		4
	福島	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	1	1	2		7
関東(9)	茨城	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	1	0	1		10
	栃木	1	0	1	6	0	0	8	0	0	1	1	1	0	1		10
	群馬	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	1	1	2		6
	埼玉	1	1	2	3	16	0	23	0	0	2	2	1	1	2		27
	千葉	1	1	5	2	11	0	20	0	2	1	3	0	0	0		23
	東京	1	0	1	2	0	18	22	11	5	2	18	1	2	3	1	44
	神奈川	1	2	3	7	0	0	13	2	2	3	7	1	1	2		22
	山梨	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0		4
	長野	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	1	1	2		7
北陸(3)	新潟	1	1	0	3	0	0	5	0	0	2	2	1	0	1		8
	富山	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	1	1	2		5
	石川	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0		4
中部(4)	岐阜	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0		5
	静岡	1	2	1	3	7	0	14	0	0	1	1	0	1	1		16
	愛知	1	1	5	0	11	0	18	0	0	1	1	0	1	1		20
	三重	1	0	1	4	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0		8
近畿(7)	福井	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0		3
	滋賀	1	0	1	6	0	0	8	0	1	1	2	0	1	1		11
	京都	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0		4
	大阪	1	2	6	5	0	0	14	2	7	1	10	0	0	0		24
	兵庫	1	1	2	3	0	0	7	0	3	2	5	0	0	0		12
	奈良	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1		5
	和歌山	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		2
中国(5)	鳥取	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0		4
	島根	1	0	0	2	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0		5
	岡山	1	0	1	4	0	0	6	0	0	0	0	1	0	1		7
	広島	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	0	1		10
	山口	1	0	0	3	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0		7
四国(4)	徳島	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		1
	香川	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1		3
	愛媛	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0		6
	高知	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0		3
九州(7)	福岡	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	0	1	1		8
	佐賀	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1		4
	長崎	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	1	1		6
	熊本	1	0	1	1	0	0	3	0	0	2	2	0	0	0		5
	大分	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	1	1		8
	宮崎	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0		3
	鹿児島	1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	1	1		5
沖縄総合(1)	沖縄	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	0		7
	合計	46	16	49	95	88	18	312	16	25	43	84	13	21	34	1	431

入会対象機関数	47	18	65	135	153	23	441	19	35	71	125	48	48	96	1	663
入会率	98%	89%	75%	70%	58%	78%	71%	84%	71%	61%	67%	27%	44%	35%	-	65%



## 日本建築行政会議会則

平成12年6月12日制定

平成15年6月12日改正(い)

平成18年11月6日改正(ろ)

平成20年4月24日改正(は)

(名称)

第1条 この会は、日本建築行政会議(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の情報交換と共同作業の場を確立し、建築行政を支援するための

よりの確な基準の整備・運用、並びに建築確認支援システムの推進を通じて、建築物

の安全性の確保、質の向上及び個性豊かな市街地整備を実現し、もって公共の福祉の増

進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 建築行政に関する重要事項の審議

(2) 調査研究事業

(3) 国際交流及び海外建築事情調査事業

(4) 図書等の刊行、講習会等の開催、電子情報等による情報提供事業

(5) 建築確認支援システムの推進に関する事業

(6) 国等からの調査委託に関する事業

(7) その他、本会の目的を達成するために必要な関連事業

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員及び準会員により構成する。

2 本会の正会員は、次に掲げるものとする。

(1) 特定行政庁

(2) 指定確認検査機関、指定認定機関、指定性能評価機関及び指定構造計算適合性

判定機関(以下「指定確認検査機関等」という。)

3 本会の準会員は、本会の目的に賛同して入会した団体とする。

(指定確認検査機関等)

第6条 指定確認検査機関等の信頼性向上のために必要な事項は、理事

会の承認を得て別に定めることができる。

2 指定確認検査機関等は、前項の規定に基づき定められた事項を遵守しなければならぬ。

(負担金)

第7条 本会は、別に定める要領により、その事業に要する費用を会員から徴収する。

(会員の権利)

第8条 会員の権利は、次のとおりであってその者に専属する。ただし、前条に基づく負担金の未納会員に対しては、権利を制約することができる。

(1) 正会員は、役員に被専任権を有する。

(2) 正会員は、役員に選任権並びに総会及び全国会議の議決権を1団体につき1有する。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。

(3) 正会員及び準会員は、全国会議及び本会が主催する事業に参加することができる。

(役員の種類及び選任)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 4名以内(は)

(3) 理事 10名以上20名以下

(4) 監事 2名

2 役員は、これを総会において選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副

会長がその職務を代理する。

3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会

の事業を執行する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(事務局)

第12条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
- 3 会長は、理事会の承認を得て、事務局業務を委託することができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第13条 会議は総会、全国会議及び理事会とする。

(総会)

第14条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を審議・議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 会則の改正
  - (4) 負担金の改定
  - (5) その他本会の運営に関する事
- 3 総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

(全国会議)

第15条 全国会議は、会員をもって構成する。

2 全国会議は、会員間の情報交換及び知識・技術の向上を図るため次の事項を審議する。

- (1) 調査研究事業の成果及び計画に関する事
  - (2) 普及啓発・研修・交流事業の成果及び計画に関する事
  - (3) その他各種事業の成果及び計画に関する事
- 3 地域別会議として、各ブロック会議を設けることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会に企画委員会及び特別委員会を置く。
- 3 理事会は、企画委員会から提案された次の事項を審議・議決する。
  - (1) 総会及び全国会議に付議すべき事項
  - (2) 総会及び全国会議で決定した事項の執行に関する事
  - (3) その他総会及び全国会議の議決を要しない会務に関する事

こと

4 企画委員会は、本会の運営方針・事業計画・収支予算及び重要事項の検討を行う。

5 特別委員会は、次の業務を行う。

(1) 建築確認支援システムの企画・立案・改善・調整

(2) 建築確認支援システムの普及(講習会)

6 特別委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。  
(特別会計)

第17条 本会は、前条第5項の規定に関する業務を執行するために特別会計を置く。

(部会)

第18条 本会に、事業及び会員の交流を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

2 部会は、建築行政の分野、課題又は地域別に置くことができる。

(参与等)

第19条 本会に、参与及び顧問を置くことができる。

2 参与及び顧問は会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 参与は会員のうちから会長が委嘱する。

4 顧問は、会員以外の者で建築行政に携わる者のうちから会長が委嘱する。

5 参与及び顧問の任期は2年とし、再任は妨げない。

(名誉会員等)

第20条 本会の目的達成に多大の貢献をした者に総会の議決を経て名誉会員の称号を、

又理事会の議決を経て感謝状及び記念品を贈ることができる。

(会議の招集、開催)

第21条 会議は、会長が招集する。

2 総会及び全国会議は、毎事業年度1回以上開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときこれを召集する。

(議長)

第22条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 総会及び議決事項を審議する全国会議は、役員及び正会員の2分の1以上の出



席がなければ、開催することができない。

2 理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会及び議決事項を審議する全国会議の議事は、出席した正会員の過半数の同

意をもって決する。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

3 前2項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、会長又は他の正会員

を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定

の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(資産の構成)

第26条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成される。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 建築確認支援システム運用協議会との統合の時に財産目録に記載された財産

(3) 負担金

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

2 負担金の額は、理事会が別に定め、総会の承認を得る。

(資産の管理)

第27条 本会の資産は、理事会が別に定める方法に従って、会長がこれを管理する。

2 本会の資産のうち、現金は、銀行若しくは郵便局等に預け入れ、または公債証券その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(成果品の取扱い)

第28条 本会の事業によって生じた成果の取扱いは、理事会において定める。この場

合、本会の目的を達成するために必要と認めたときはその成果を第三者に譲渡する

ことができるものとする。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第30条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の承認を得て別に細則に定める。

附則

(施行日)

1 本会則は、平成13年4月1日から施行する。

(会則の廃止)

2 日本建築主事会議会則(平成2年11月27日制定)は平成13年3月31日をもって廃止する。

(承継)

3 本会の成立の時に於いて、日本建築主事会議の一切の権利及び義務は、本会が承継する。

附則

(施行日)

1 改正会則は、平成15年6月12日から施行する。(い)

附則

(施行日)

1 改正会則は、平成18年11月6日から施行する。(ろ)

(承継)

2 本会の統合の時に於いて、建築確認支援システム運用協議会の財産並びに一切の権利及び義務は、本会が承継する。

(経過措置)

3 本会の統合後の役員等の任期は、平成19年度総会までの間とする。

附則

(施行日)

1 改正会則は、平成21年4月1日から施行する。(は) \_\_